

第二種特定鳥獣管理計画の計画期間の延長並びに同計画期間の延長に伴う  
狩猟期間の延長及び狩猟規制の緩和について

1 第4次神奈川県ニホンジカ管理計画、第4次神奈川県ニホンザル管理計画及び神奈川県イノシシ  
管理計画の計画期間の延長について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護管理法」という。）第7条の2に基づき本県で定める第二種特定鳥獣管理計画である第4次神奈川県ニホンジカ管理計画、第4次神奈川県ニホンザル管理計画及び神奈川県イノシシ管理計画については、今年度で計画最終年度を迎えることから、継続の必要性を検討し、必要な改定を行う必要がある。

各計画の改定においては、市町村所管課や関係機関と打合せをしながら検討を進めることや、神奈川県鳥獣総合対策協議会及び同会シカ、サル対策専門部会での議論を経て、関係者の合意形成を図りながら計画案を検討していく必要があるが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、そうした場について十分な環境下での開催が困難となったため、各計画の計画期間を1年間延長する。これに伴い、鳥獣保護管理法第14条の第二種特定鳥獣に係る特例を引き続き適用する。

なお、計画期間の延長方針については、令和3年度第1回神奈川県自然環境保全審議会自然保護部会（令和3年8月）にて、各委員には報告済みである。

2 ニホンジカ及びイノシシの狩猟期間の延長について

鳥獣保護管理法第11条第2項の規定に基づき環境大臣が定めている狩猟期間（神奈川県においては、猟区以外の区域は11月15日から翌年2月15日）について、鳥獣保護管理法第14条第2項の規定に基づき、次のとおり延長する。

(1) 狩猟期間を延長する地域

第4次神奈川県ニホンジカ管理計画及び神奈川県イノシシ管理計画に定めた計画対象区域のうち、鳥獣保護管理法第11条に基づく狩猟可能区域。ただし、猟区は除く。

※猟区については、鳥獣保護管理法施行規則第9条により、環境大臣が狩猟期間を10月15日から翌年3月15日までに定めているため延長しない。

(2) 延長後の狩猟期間

11月15日から翌年2月末日まで

(3) 延長後の狩猟期間を適用する期間

(ニホンジカ) 平成29年11月15日から令和5年2月28日まで

(イノシシ) 平成30年11月15日から令和5年2月28日まで

鳥獣保護管理法（抜粋）

（第二種特定鳥獣に係る特例）

第十四条

2 都道府県知事は、第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣であり、かつ、その狩猟期間が第十一条第二項の規定により限定されている場合において、当該第二種特定鳥獣に係る第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、当該狩猟期間の範囲内で、当該第二種特定鳥獣に関し、同項の規定により限定された期間を延長することができる。

3 ニホンジカの捕獲等の数の制限の解除について

鳥獣保護管理法第12条第1項の規定に基づき環境大臣が定めている、狩猟におけるニホンジカの捕獲等の数の制限（1人1日あたり1頭まで）を、鳥獣保護管理法第14条第3項の規定に基づき次のとおり解除する。

(1) 捕獲規制を解除する地域

第4次神奈川県ニホンジカ管理計画に定めた計画対象区域のうち、鳥獣保護管理法第11条に

基づく狩猟可能区域。ただし、猟区は除く。

※猟区については、鳥獣保護法施行規則第10条第2項により、捕獲等の数の上限が定められていない。猟区設定者が猟区管理規程により定めることとなっている。

(2) 解除後の捕獲等の数の制限

1人1日あたりの捕獲等の数の上限なし。

(3) 解除後の捕獲等の数の制限を適用する期間

平成29年11月15日から令和5年2月28日まで

鳥獣保護管理法（抜粋）

（第二種特定鳥獣に係る特例）

**第十四条**

3 都道府県知事は、第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合において、当該第二種特定鳥獣に係る第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内で、環境大臣が当該第二種特定鳥獣に関し行う第十二条第一項の規定による禁止又は制限の全部又は一部を解除することができる。

**4 イノシシの狩猟におけるくくりわなの輪の直径の制限解除について**

鳥獣保護管理法第12条第1項の規定に基づき環境大臣が定めている、イノシシの狩猟における猟法の制限（くくりわなの輪の直径が12センチメートルを超えるものを使用する方法の禁止）を、鳥獣保護管理法第14条第3項の規定に基づき次のとおり解除する。

(1) 猟法の禁止の一部を解除する地域

神奈川県イノシシ管理計画に定めた計画対象区域のうちツキノワグマを錯誤捕獲するおそれのない地域（※）で、鳥獣保護管理法第11条に基づく狩猟可能区域

（※解除地域）

横浜市、川崎市、相模原市（緑区を除く）、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町（15市町）



(2) 猟法の禁止の解除の内容

くくりわなの輪の直径の上限なし

(3) 猟法の禁止の一部を解除する期間

平成30年11月15日から令和5年2月28日まで

## 5 特例措置内容の総括

### (1) ニホンジカ

	法令上の規制	今回の特例措置
狩猟期間	11月15日から翌年 <u>2月15日まで</u> (猟区は10月15日～翌年3月15日)	11月15日から翌年 <u>2月末日まで</u> (猟区は除く)
1人1日当たりの捕獲頭数の制限	1頭まで (猟区は制限がなく、猟区設定者の定める猟区管理規程による)	制限なし (猟区は除く)

※第4次計画当初においても平成29年11月15日から令和4年2月28日までを期間として、上記と同様にニホンジカの狩猟期間の延長及び捕獲等の数の制限解除を行っている。(平成28年度第2回自然環境保全審議会において諮問)

### (2) イノシシ

内容	法令上の規制	今回の特例措置
狩猟期間	11月15日から翌年 <u>2月15日まで</u> (猟区は10月15日～翌年3月15日)	11月15日から翌年 <u>2月末日まで</u> (猟区は除く)
くくりわなの輪の直径の制限	くくりわなの輪の直径が12センチメートルを超えるものを使用する方法の禁止	制限なし (ツキノワグマを錯誤捕獲するおそれのない地域に限る。)

※計画当初においても平成30年11月15日から令和4年2月28日までを期間として、上記と同様にイノシシの狩猟期間の延長及び猟法の禁止の一部解除を行っている。(平成30年度第1回自然環境保全審議会において諮問)